

令和3年度 地域課題解決型起業支援事業（伴走支援の実施）に
関する業務委託仕様書

第1 本仕様書の目的

この仕様書は、委託事業を実施するに当たって必要な事項を定めるものとする。

第2 委託事業の目的

県内経済の活性化を図るため、地域課題の解決に資する効果的な起業をする者等に対して、伴走支援を行う。

第3 委託期間

契約締結の日から令和4年3月31日までとする。

第4 委託事業の内容

本事業で実施する主な業務は以下のとおりとする。

1 伴走支援の実施

(1) 申請事業計画に係る支援

ア 申請事業計画作成の相談に対応すること。（作成代行は不可とする。）

(2) 採択後の伴走支援

ア 事業計画の相談に対応すること。

イ 起業等の進捗状況を確認すること。

ウ 経理処理状況の管理及び指導を行うこと。

エ 個別訪問等を通じて起業者等の販路開拓等の支援を行うこと。

オ その他、起業者等の求めに応じて、起業者の事業拡大のため必要と思われる支援を行うこと。

2 コーディネータの配置

本事業の実施に当たる専門家として、コーディネータを1名以上配置する。

第5 委託対象経費

委託事業に係る使用可能な経費は別紙のとおりとする。

第6 事業報告

委託事業の終了後、委託契約等に基づき、委託業務全体の実績報告書を提出すること。

第7 会計関係資料の作成及び提出等に係る留意事項

(1) 本事業に係る経費は、証拠書類に基づき精算する。一般管理費については、契約時に定

めた率に基づき精算する。

- (2) 人件費については、各自の作業実績を記載した作業報告書を月ごとに作成し、当該作業日及び契約時に定めた人件費単価に基づき精算額を算定する。
- (3) 本事業の実施にあたり、やむを得ない事情等により、仕様内容の員数等に大幅に変更が生じた場合は、県と協議のうえ、契約変更を行うものとする。
- (4) 本事業は、国の交付金（地方創生推進交付金）を活用した事業であり、会計検査院の实地検査等の対象となることから、会計帳簿等は事業終了後5年間保管すること。

第8 その他

- (1) 本委託業務の実施に当たっては、「令和3年度 地域課題解決型起業支援事業（起業支援金の交付等）」を実施する執行団体（事務局）との連携が欠かせないことから、連携して実施するよう努めること。
- (2) 業務の実施にあたっては、県と十分に協議しながら実施すること。
- (3) この仕様書に定めるもののほか業務の実施に必要な事項や仕様書の内容に関し疑義が生じたときは、その都度県と協議の上、実施すること。
- (4) 業務の実施状況については、進捗状況を本県と共有すること。なお、本県が報告を求めたときには、速やかに報告すること。

別紙

費 目	内 容
人件費	事業実施に必要なコーディネータ等の人件費
事業費	① 旅費（コーディネータ等） ② 事務費（会議費、通信運搬費、消耗品費、印刷製本費等） ③ その他事業遂行に必要と認められる経費
一般管理費	（人件費、事業費）× 10%以内
消費税及び 地方消費税	